令和5年12月22日 防 衛 省

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職 状況の報告(令和5年7月1日~同年9月30日分)

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員(特別の機関、地方支分部局等を含む本省課長・企画官相当職以上※)が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報(氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等)について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、令和5年7月1日から同年9月30日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

※ 自 衛 官:1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上(ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(三)欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあっては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。)

事務官等:行政職(一) 7級以上の者又はこれに相当する者(ただし、 行政職(一) 7級及びこれに相当する者にあっては、俸給の 特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外 の者を除く。)

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画·補任課再就職等監視室 電話:03-3260-0812(直通)

別紙1

# 自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(令和5年7月1日~同年9月30日分)

[届出区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項 の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項 の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項 の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	36	-	29	65

### [再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先 区分	国又は地方 公共団体の 機関	独立行 政法人	国立大学 法人	特殊法人		公益社団法 人又は公益 財団法人	一般社団法 人又は一般 財団法人	学校法人、 社会福祉法 人又は更生 保護法人	その他の非 営利法人	営利法人	自営業	その他	合計
防衛省		3	-	-	-	_	2	4	1	8	47	1	-	65

### 別紙2

## 自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告 (令和5年7月1日~同年9月30日分)

### 【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

				第   頃の祝正に巻			約束前の求職開始日」	以後の隊員と	しての在職状	況及び職務内容(注1)							防衛大臣又は
番号		氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職 開始日	再就職の約束 をした日		在聆	期間		離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先にお ける地位	求職の承認 の有無	官民人材交流 センターの援
					(注1)	20/21	官職又は階級	自	至	職務内容		(/12/			17 02512	(注3)	助の有無(注 4,5)
1	遠藤	昭彦	56	海上自衛隊横須賀教育隊司令	R5. 3. 23	R5. 7. 6	海上自衛隊横須賀教育隊 司令	R5. 3. 23	R5. 7. 31	隊務統括	R5. 7. 31	R5. 8. 1	ジャパンマリンユナイテッ ド株式会社	船舶製造・修理業等	顧問(嘱託)	無	有
2	髙田	充	56	海上自衛隊横須賀地方総監 部防衛部長	R4. 12. 16	R5. 7. 25	海上自衛隊横須賀地方総 監部防衛部長	R4. 12. 16	R5. 7. 31	部務統括	R5. 7. 31	R5. 8. 1	三菱電機株式会社	電気機械器具製造業	防衛システム 企画部長付( 常勤嘱託)	無	有
3	田村	久幸	56	海上自衛隊自衛艦隊司令部 後方主任幕僚	R5. 2. 2	R5. 7. 11	海上自衛隊自衛艦隊司令 部後方主任幕僚	R5. 2. 2	R5. 7. 31	後方幕僚部統括	R5. 7. 31	R5. 8. 1	株式会社神戸製鋼所	鉄鋼業	顧問(嘱託)	無	有
4	岩塚	寿文	56	陸上自衛隊海田市駐屯地業 務隊長	R5. 6. 5	R5. 7. 20	陸上自衛隊海田市駐屯地 業務隊長	R5. 6. 5	R5. 8. 1	駐屯地業務隊の隊務統括及 び指揮指導業務	R5. 8. 1	R5. 8. 2	三井住友信託銀行株式会社	銀行事業・リテール業務等	営業職参与( 常勤嘱託)	無	有
5	許斐	栄一	56	海上自衛隊吳造修補給所長 兼吳地方総監部技術補給監 理官	R5. 4. 25	R5. 7. 14	海上自衛隊吳造修補給所 長兼呉地方総監部技術補 給監理官	R5. 4. 25	R5. 8. 1	所務統括及び調達等に関す る助言業務	R5. 8. 1	R5. 9. 1	有限責任監査法人トーマツ	監査・保証業務及びコンサル ティング業	シニアマネージャー	無	有
6	酒巻	勝	56	陸上自衛隊武器学校副校長 兼企画室長	R5. 5. 29	R5. 7. 3	陸上自衛隊武器学校副校 長兼企画室長	R5. 5. 29	R5. 8. 1	学生教育、調査研究及び校 務運営基盤の全般統制並び に企画業務の全般統制	R5. 8. 1	R5. 8. 2	リコーエレメックス株式会 社	信管他精密機器部品製造	部長待遇(嘱 託社員)	無	有
7	諏訪	国重	56	自衛隊宮城地方協力本部長	R5. 4. 15	R5. 7. 21	自衛隊宮城地方協力本部長	R5. 4. 15	R5. 8. 1	地方協力本部の部務運営全般に関する事項	R5. 8. 1	R5. 8. 2	日本生命保険相互会社	生命保険業等	顧問	無	有
8	町島	敏幸	56	海上自衛隊德島教育航空群司令	R5. 2. 16	R5. 7. 4	海上自衛隊德島教育航空 群司令	R5. 2. 16	R5. 8. 1	隊務総括	R5. 8. 1	R5. 8. 2	株式会社マテックス	鋼材の切断・加工及び販売業	栃木工場副工 場長	無	有
9	三宅	隆夫	56	海上自衛隊航空補給処長	R4. 11. 17	R5. 7. 7	海上自衛隊航空補給処長	R4. 11. 17	R5. 8. 1	処務掌理	R5. 8. 1	R5. 8. 2	株式会社エヌ・エス・アー ル	コンサルティング業	研究員	無	有
10	村上	明弘	56	海上自衛隊横須賀造修補給 所副所長	R5. 6. 5	R5. 7. 10	海上自衛隊横須賀造修補 給所副所長	R5. 6. 5	R5. 8. 1	所務統括補佐	R5. 8. 1	R5. 8. 2	福山通運株式会社	運送業	管理職	無	有
11	吉田	圭司	56	海上自衛隊阪神基地隊司令	R5. 1. 30	R5. 7. 14	海上自衛隊阪神基地隊司 令	R5. 1. 30	R5. 8. 1	隊務統括	R5. 8. 1	R5. 8. 2	今治造船株式会社	船舶製造業・修理業	専任副部長	無	有
12	椿	裕一	57	陸上自衛隊航空学校付(陸 上自衛隊航空学校副校長)	R5. 4. 26	R5. 7. 3	①陸上自衛隊航空学校副校長 ②陸上自衛隊航空学校付	①R5. 4. 26 ②R5. 8. 1		①航空学校長が行う校務等 の補佐に係る事項及び航空 学校長不在時の代行 ②特 に命ぜられた事項	R5. 8. 8	R5. 8. 9	株式会社Synspective	SAR画像データ販売、衛星データを利用したソリューションサービス、小型SAR衛星の開発・運用	プロジェクト マネージャー	無	有
13	荒木	俊一	57	航空自衛隊西部高射群司令	R5. 5. 15	R5. 7. 10	航空自衛隊西部高射群司 令	R5. 5. 15	R5. 8. 22	地対空ミサイル器材の運用 及び維持整備、部隊の隊務 運営に関する指揮監督	R5. 8. 22	R5. 9. 1	株式会社スマートエナジー	太陽光、水力等の再生可能エ ネルギー電気の販売等	モニタリング センター員	無	有
14	伊藤	利光	59	陸上自衛隊衛生学校長兼三 宿駐屯地司令	R5. 8. 1	R5. 8. 17	陸上自衛隊衛生学校長兼 三宿駐屯地司令	R5. 8. 1	R5. 8. 29	衛生学校の校務を掌理する とともに、三宿駐屯地の職 務を総括	R5. 8. 29	R5. 9. 4	医療法人財団綜友会	巡回健康診断業務	医師(非常勤 )	無	無

					44 <del> </del>	\$ T-4 TM 0 41 -	約束前の求職開始日」	以後の隊員と	しての在職状	況及び職務内容(注1)						-h m o 7 50	防衛大臣又は
番号	1	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職 開始日 (注1)	再就職の約束 をした日	官職又は階級	在職自	期間至	職務内容	離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先にお ける地位	求職の承認 の有無 (注3)	官民人材交流 センターの援 助の有無(注 4,5)
15	伊藤	利光	59	陸上自衛隊衛生学校長兼三 宿駐屯地司令	R5. 8. 1	R5. 8. 1	陸上自衛隊衛生学校長兼 三宿駐屯地司令	R5. 8. 1	R5. 8. 29	衛生学校の校務を掌理する とともに、三宿駐屯地の職 務を総括	R5. 8. 29	R5. 9. 7	医療法人社団二和会	巡回健康診断業務	医師(非常勤)	無	無
16	伊藤	利光	59	陸上自衛隊衛生学校長兼三 宿駐屯地司令	R5. 8. 12	R5. 8. 12	陸上自衛隊衛生学校長兼 三宿駐屯地司令	R5. 8. 12		衛生学校の校務を掌理する とともに、三宿駐屯地の職 務を総括	R5. 8. 29	R5. 9. 8	医療法人社団相和会	出張健康診断業務	ソーワ健診ク リニック産業 健診センター 医師 (非常勤)	無	無
17	伊藤	利光	59	陸上自衛隊衛生学校長兼三 宿駐屯地司令	R5. 8. 1	R5. 8. 17	陸上自衛隊衛生学校長兼 三宿駐屯地司令	R5. 8. 1	R5. 8. 29	衛生学校の校務を掌理する とともに、三宿駐屯地の職 務を総括	R5. 8. 29	R5. 9. 27	創美メディカルサービス株 式会社	巡回健康診断業務	医師 (非常勤 )	無	無
18	伊藤	利光	59	陸上自衛隊衛生学校長兼三 宿駐屯地司令	R5. 8. 1	R5. 8. 17	陸上自衛隊衛生学校長兼 三宿駐屯地司令	R5. 8. 1	R5. 8. 29	衛生学校の校務を掌理する とともに、三宿駐屯地の職 務を総括	R5. 8. 29	R5. 10. 1	医療法人社団こころとから だの元氣プラザ	巡回健康診断業務	医師(非常勤 )	無	無
19	鈴木	武則	57	航空自衛隊航空支援集団司 令部装備部長	R5. 4. 18	R5. 8. 31	航空自衛隊航空支援集団 司令部装備部長	R5. 4. 18	R5. 9. 3	司令部及び隷下部隊の装備 に関する業務を監督指導し 、司令官を補佐する業務	R5. 9. 3	R5. 9. 25	日本工機株式会社	金属加工、火薬類製造、火工 品組み立て等	参与(契約社 員)	無	有
20	清水	博史	57	海上自衛隊佐世保地方総監 部管理部長	R5. 7. 27	R5. 9. 4	海上自衛隊佐世保地方総 監部管理部長	R5. 7. 27	R5. 9. 8	部務総括	R5. 9. 8	R5. 9. 9	佐世保重工業株式会社	船舶造修、鍛鋼品製造業	参与	無	有
21	岡部	健吾	60	陸上自衛隊補給統制本部衛 生部長	R5. 6. 5	R5. 7. 11	①陸上自衛隊補給統制本 部衛生部長 ②自衛隊中 央病院付	①R5. 6. 5 ②R5. 8. 1	①R5. 7. 31 ②R5. 9. 20	①衛生資材等の調達・補給 ・整備の管理に関する事項 ②特に命ぜられた事項	R5. 9. 20	R5. 9. 21	一般社団法人巨樹の会	医療	八千代リハビ リテーション 病院事務職員	無	無
22	丹羽	満良	57	海上自衛隊第31整備補給隊 司令	R5. 2. 20	R5. 7. 18	海上自衛隊第31整備補給 隊司令	R5. 2. 20	R5. 9. 29	隊務統括	R5. 9. 29	R5. 9. 30	株式会社エアロパートナー ズ	輸送用機械器具卸売業	顧問	無	有
23	鈴木	孝一	58	防衛装備庁装備政策部国際 装備課国際装備企画室長	R5. 4. 26	R5. 8. 10	防衛装備庁装備政策部国 際装備課国際装備企画室 長	R5. 4. 26	R5. 9. 30	防衛装備品の海外移転の促 進に関する企画・推進	R5. 9. 30	R5. 10. 1	太陽工業株式会社	法務業務(契約、社内規定整 備、法律相談、法的手続実施 )	コーポレート 統括本部付	無	無
24	藪田	真宏	57	航空自衛隊航空教育集団司 令部総務部長	R5. 4. 18	R5. 6. 8	航空自衛隊航空教育集団 司令部総務部長	R5. 4. 18	R5. 10. 3	教育集団における総務に関 する業務の指導監督	R5. 10. 3	R5. 10. 4	ディフェンスレイバーソフ ト株式会社	倉庫業、物品の保管管理業務 等	部長	無	有
25	山本	晋三	60	陸上自衛隊小平学校付(陸 上自衛隊小平学校警務科部 長)	R5. 4. 26	R5. 6. 13	①陸上自衛隊小平学校警 務科部長 ②陸上自衛隊 小平学校付	①R5. 4. 26 ②R5. 8. 1	①R5. 7. 31 ②R5. 10. 10	①警務科部の部務の総括 ②特に命ぜられた事項	R5. 10. 10	R5. 10. 11	一般財団法人防衛弘済会	自衛隊及び家族等に対する福 利厚生及び公益事業等	物資販売関西 担当課長	無	有
26	目加田	日 克彦	56	海上自衛隊潜水艦教育訓練 隊司令	R5. 1. 30	R5. 8. 3	海上自衛隊潜水艦教育訓 練隊司令	R5. 1. 30	R5. 10. 14	隊務統括	R5. 10. 14	R5. 10. 15	株式会社ニコン	光学機械器具の製造・販売	カスタムプロ ダクツ事業部 顧問(嘱託)	無	有
27	小林	和彦	57	航空自衛隊第8航空団付( 航空自衛隊第8航空団副司 令)	R5. 6. 21	R5. 7. 21	①航空自衛隊第8航空団副司令 ②航空自衛隊第8航空団付	①R5. 6. 21 ②R5. 10. 23	①R5. 10. 22 ②R5. 10. 28	①第8航空団における団司 令の補佐に関する業務 ② 特に命ぜられた事項	R5. 10. 28	R5. 11. 1	日鉄環境エネルギーソリュ ーション株式会社	環境プラントの運転管理・エ ネルギー供給事業等	内部統制・監 査部管理職	無	有
28	谷口	喜一郎	57	防衛大学校訓練部訓練課長	R4. 11. 10	R5. 7. 31	防衛大学校訓練部訓練課 訓練課長	R4. 11. 10	R5. 11. 9	訓練部長の補佐並びに本科 学生の訓練管理及び訓練課 職員の業務統制	R5. 11. 9	R5. 11. 10	ALSOK鹿児島綜合警備保障	会社の業務効率化のための基 幹システムの換装	総務部次長	無	有
29	倉持	正	57	防衛装備庁岐阜試験場長	R5. 4. 3	R5. 7. 3	防衛装備庁岐阜試験場長	R5. 4. 3	R5. 11. 18	航空機及び航空機用機器の 試験に関する業務	R5. 11. 18	R5. 12. 1	三菱プレシジョン株式会社	航法装置とフライトシミュレ ータの設計・製造等	鎌倉事業所に おける本部長 付(嘱託)	無	有

				44 + + + a + m		約束前の求職開始日以	以後の隊員と	しての在職状法	兄及び職務内容(注1)						*****	防衛大臣又は
番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職 開始日	再就職の約束 をした日	官職又は階級	在聆	期間	職務内容	離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先にお ける地位	求職の承認の有無	官民人材交流センターの援
				(注1)		日明又は阿敬	自	至	<b>収伤</b> 内谷						(注3)	助の有無(注 4,5)
30	原陽一		航空自衛隊中部航空方面隊 司令部監理監察官	R5. 3. 2	R5. 5. 9	航空自衛隊中部航空方面 隊司令部監理監察官	R5. 3. 2		隷下部隊に対する監察の実 施及び改善の促進に関する 業務	R5. 11. 19	R5. 11. 20	古野電気株式会社	船舶用電子機器サービス等	東京支社にお ける海上防衛 担当部長	無	有
31	依田 和彦	57	自衛隊情報保全隊情報保全官	R5. 5. 24	R5. 7. 21	自衛隊情報保全隊情報保全官	R5. 5. 24	R5. 11. 19	情報保全に係る情報の収集 ・分析業務	R5. 11. 19	R5. 12. 1	ナブテスコ株式会社	精密機器、輸送用機器、航空 ・油圧機器、産業用機器など の開発、製造販売	参与(常勤嘱 託)	無	有
32	林 鉄也	57	海上自衛隊幹部学校付(海 上自衛隊幹部学校防衛戦略 教育研究部戦史統率研究室 長)	R5. 7. 3	KD. 9. 0	①海上自衛隊幹部学校防衛戦略教育研究部戦史統率研究室長 ②海上自衛隊幹部学校付	①R5. 7. 3 ②R5. 10. 10	①R5. 10. 9 ②R5. 11. 21	①室務統括 ②特に命ぜら れた事項	R5. 11. 21	R5. 11. 22	コトブキテクレックス株式 会社	製缶板金業	総務部長付	無	有
33	菅股 弘信	56	陸上自衛隊朝霞駐屯地業務 隊長	R5. 8. 24	R5. 9. 26	陸上自衛隊朝霞駐屯地業 務隊長	R5. 8. 24	R5. 12. 1	駐屯地の維持・管理、警備 、広報・渉外及び各種訓練 ・行事支援に関する業務	R5. 12. 1	R6. 2. 1	日本生命保険相互会社	生命保険業	札幌支社特別 営業顧問(嘱 託)	無	有
34	高橋 孝介		陸上自衛隊陸上総隊システ ム通信団中央野外通信群長	R5. 7. 7	R5. 7. 14	陸上自衛隊陸上総隊シス テム通信団中央野外通信 群長	R5. 7. 7	R5. 12. 1	中央野外通信群の指揮・監 督	R5. 12. 1	R6. 1. 1		環境プラントの運転管理・エ ネルギー供給事業等	担当部長	無	有
35	新井田 能之	57	航空自衛隊幹部学校教育部 作戦教官室長	R5. 5. 17	R5. 8. 3	航空自衛隊幹部学校教育 部作戦教官室長	R5. 5. 17	R5. 12. 10	指揮幕僚課程主任及び作戦 主任教官として、教官及び 学生の教育管理、指導等の 業務	R5. 12. 10	R6. 1. 1	全日本空輸株式会社	航空運送事業	地上訓練教官	無	有
36	檀之上 明典	57	海上自衛隊吳地方総監部付 (海上自衛隊呉警備隊司令 )	R5. 4. 19	R5. 6. 13	①海上自衛隊呉警備隊司令 ②海上自衛隊呉地方総監部付	①R5. 4. 19 ②R5. 11. 1	①R5. 10. 31 ②R5. 12. 12	①隊務統括 ②特に命ぜら れた事項	R5. 12. 12	R5. 12. 21	BEMAC株式会社	電気機械器具製造業	チーフエキス パート	無	有

(注1) 約束前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に約束前の求職開始日があった場合を含む。)には、「約束前の求職開始日」欄に「一」と記載し、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」 欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。

- (注2) 「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。
- (注3) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。
- (注4)「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。
- (注5)「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

### 【2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

			00米0711牙			離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)										防衛大臣又は
番号		氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職 開始日 (注1)	官職又は階級	在職	期間至	職務内容	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先にお ける地位	求職の承認の 有無(注2)	官民人材交流 センターの援 助の有無(注 3,4)
1	風間	政人		防衛装備庁調達事業部需品調達官	-	-	-	-	-	R3. 11. 1	R5. 6. 23	公益財団法人防衛基盤整備協会	防衛装備品等の生産及び調達 等に関する事業等	理事(常勤)	無	無
2	福原	弘教		防衛研究所戦史研究センター 国際紛争史研究室主任研究官	-	-	-	-	-	R4. 3. 30	R5. 7. 1	ディーエイチホーム株式会 社	工事現場用駐車場の調査・提 供、不動産仲介業等	名古屋支店に おける中部地 区統括部長	無	無
3	白坂	政秀	56	海上自衛隊第3術科学校副校長	-	-	-	-	-	R4. 4. 1	R5. 7. 21	株式会社エー・エム・サポート	航空機等整備支援業務	本社部長	無	無
4	甲部	昭広	56	航空自衛隊第2補給処業務部長 (航空自衛隊幹部学校計画課 長)	_	-	-	_	-	R4. 9. 9	R5. 8. 1	自営	太陽光発電事業	-	無	無
5	中村	博次	56	陸上自衛隊中央会計隊副隊長	-	-	ı	-	-	R4. 12. 1	R5. 9. 1	一般社団法人霞会館	政治、経済、社会、文化等の 研究報告、出版及び講演会等 の開催	一般事務	無	無
6	今城	弘治	57	航空自衛隊航空救難団司令	_	-	ı	-	-	R4. 12. 23	R5. 7. 17	CAE INC	航空事業者に対する飛行関連 訓練の提供	Country repr esentative	無	無
7	石田	享大	57	海上自衛隊横須賀潜水艦基地 隊付(海上自衛隊呉警備隊司 令)	-	-	ı	_	-	R5. 1. 18	R5. 6. 16	株式会社木下の介護	介護サービス業	施設長補佐(契約社員)	無	無
8	石田	享大	57	海上自衛隊横須賀潜水艦基地 隊付(海上自衛隊呉警備隊司 令)	-	-	-	-	-	R5. 1. 18	R5. 8. 1	特定非営利活動法人メンタ ルケア協議会	精神科保健医療福祉に関する 支援業	事務局員	無	無
9	阿蘇	晋一	56	航空自衛隊西部航空方面隊司 令部幕僚長	_	-	ı	-	-	R5. 1. 23	R5. 7. 1	Raytheon	装備品等の製造・販売	事業開発ディレクター	無	無
10	石村	尚久	58	航空自衛隊第7航空団司令	-	_	ı	_	-	R5. 3. 30	R5. 7. 1	メタウォーター株式会社	浄水場・下水処理場・ごみ処 理施設向け設備などの設計・ 建設	主幹(契約社員)	無	無
11	大塚	裕治	58	陸上自衛隊補給統制本部長兼 十条駐屯地司令	-	-	-	_	-	R5. 3. 30	R5. 8. 1	川崎重工業株式会社	航空機、鉄道車両、船舶等を 製造する重工業メーカー	航空宇宙シス テムカンパニ ー ストラテ ジック・アド バイザー	無	無
12	沖邑	佳彦	58	陸上自衛隊北部方面総監	-	_	-	-	-	R5. 3. 30	R5. 7. 1	弘済企業株式会社	保険業務、石油業務	社長付	無	無
13	川波	清明		航空自衛隊航空支援集団副司 令官	-	-	-	-	-	R5. 3. 30	R5. 7. 1	三菱電機株式会社	総合電機製造会社	事業部長付 ( 嘱託)	無	無

					±11 =11 = 13 =14	離職前の求職開始		日までの間 務内容(注:	の隊員としての在職状況及び職 1)							防衛大臣又は
番号		氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職 開始日 (注1)	官職又は階級	在職	期間	職務内容	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先にお ける地位	求職の承認の 有無(注2)	官民人材交流 センターの援 助の有無(注
							自	至								3, 4)
14	木口	雄司	58	防衛研究所副所長	_	-	_	-	-	R5. 3. 30	R5. 7. 1	東京海上日動火災保険株式会社	損害保険業務等	顧問	無	無
15	鬼頭	健司	58	陸上自衛隊第6師団長	-	-	_	_	-	R5. 3. 30	R5. 7. 1	アフラック生命保険株式会社	生命保険業	顧問	無	無
16	蛭川	利幸		陸上自衛隊富士学校長兼富士 駐屯地司令	_	-	-	_	-	R5. 3. 30	R5. 7. 1	ジブラルタ生命保険株式会 社	生命保険業	顧問	無	無
17	前田	忠男	58	陸上自衛隊陸上総隊司令官	_	_	-	_	-	R5. 3. 30	R5. 7. 1	富士通株式会社	ナショナルセキュリティ事業	シニアアドバ イザー	無	無
18	山崎	幸二	62	防衛省統合幕僚長	_	_	-	_	-	R5. 3. 30	R5. 7. 1	三井住友海上火災保険株式会社	国内損害保険等	顧問(常勤)	無	無
19	小野	明雄	60	北関東防衛局調達部長	_	-	-	_	-	R5. 3. 31	R5. 7. 3	ダイダン株式会社	建築設備工事業	技術本部 理事	無	無
20	酒井	行信		防衛医科大学校事務局経理部 主計課長	-	-	-	_	-	R5. 3. 31	R5. 7. 1	一般財団法人自衛隊援護協会	退職予定自衛官及び退職自衛 官に対する無料職業紹介	会計課長	無	無
21	玉榮	一邦	60	南関東防衛局次長	-	_	_	_	-	R5. 3. 31	R5. 7. 1	梅林建設株式会社	土木・建築工事の請負、土木 ・建築の設計施工監督の請負 業務	顧問	無	無
22	土門	栄文	60	帯広防衛支局長	_	_	_	_	-	R5. 3. 31	R5. 7. 1	大日本ダイヤコンサルタン ト株式会社	建設コンサルタント	技師長	無	無
23	渡井	明男	60	大臣官房付	_	_	_	_	-	R5. 3. 31	R5. 7. 1	弘済企業株式会社	保険業務、石油業務	常勤普通嘱託社員	無	無
24	纐纈	親典		防衛装備庁長官官房人事官付 人事制度調査分析官(防衛装 備庁調達事業部通信電気調達 官)	R5. 1. 18	防衛装備庁長官 官房人事官付人 事制度調査分析 官	R5. 1. 18	R5. 6. 30	調達関係職員の育成並びに各種研修の企画・立案及び進捗 の管理等の業務	R5. 6. 30	R5. 7. 1	公益財団法人防衛基盤整備 協会	防衛装備品等の生産及び調達 等に関する事業等	第2事業部担 当部長(新規 事業担当)兼 ねて業務第3 課課長代理	無	無
25	鈴木	敦夫	61	防衛事務次官	-	-	-	-	-	R5. 7. 14	R5. 7. 28	内閣官房	国家公務	内閣官房副長 官補	無	無
26	西山	隆	60	自衛隊中央病院第1外科部長	R5. 4. 3	自衛隊中央病院 第1外科部長	R5. 4. 3	R5. 7. 24	診療	R5. 7. 24	R5. 7. 25	沖縄県立中部病院	医療	外科医師	無	無
27	大森	浩昭	57	海上自衛隊東京業務隊付(海 上自衛隊舞鶴警備隊司令)	R5. 3. 22	①海上自衛隊舞 鶴警備隊司令 ②海上自衛隊東 京業務隊付	①R5. 3. 22 ②R5. 5. 29	①R5. 5. 28 ②R5. 7. 27	①隊務統括 ②特に命ぜられ た事項	R5. 7. 27	R5. 8. 1	ジャパンマリンユナイテッ ド株式会社	船舶製造・修理業等	ドックマスタ 一(嘱託)	無	有

		離職時の年齢		離職前の求職 開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職 務内容(注1)										防衛大臣又は
番号	氏名				官職又は階級	在聆	<sup>期間</sup>	職務内容	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先にお ける地位	求職の承認の 有無(注2)	官民人材交流センターの援助の有無(注
						自	至	相以行わり仕	<u> </u>						3, 4)
28	武石 政之		陸上自衛隊武器学校付(陸上 自衛隊第15旅団第15後方支援 隊長)	R5. 4. 28	①陸上自衛隊武 器学校総務部長 ②陸上自衛隊 武器学校付			①学校総務等業務の監督・指 導 ②特に命ぜられた事項	R5. 8. 8	R5. 8. 9		戦闘車両のオーバーホール、 部品販売	主席	無	有
29	阿部 康彦	57	航空自衛隊航空開発実験集団 司令部研究開発部長	R4. 9. 30	航空自衛隊航空 開発実験集団司 令部研究開発部 長	R4. 9. 30	R5. 8. 27	司令部の研究開発業務を統括 し、司令官を補佐する業務	R5. 8. 27	R5. 9. 1	原子力規制庁	国家公務	原子力検査官	無	無

- (注1) 離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。
  - ①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日
  - ②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日
  - ③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に離職前の求職開始日があった場合を含む。)には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての 在職状況及び職務内容」欄に、「一」と記載している。

- (注2)「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。
- (注3) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。
- (注4)「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。
- (注5)管理職隊員以外の隊員である間に再就職の約束をした者で、一度でも管理職隊員であったことがある者については、「自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出」として本表に掲載。

#### ○ 自衛隊法(昭和29年法律第165号)(抄)

(防衛大臣への届出等)

第六十五条の十一 隊員(退職手当通算予定隊員を除く。)は、離職後に営利企業等の 地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、 任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者である ときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければなら ない。

#### 2 (略)

- 3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員 (以下「管理職隊員」という。)であつた者(退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。)は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合(第一項の規定による届出をした場合を除く。)には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。
  - 一 行政執行法人以外の独立行政法人
  - 二 特殊法人(法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立 行為をもつて設立された法人(独立行政法人に該当するものを除く。)のうち政 令で定めるものをいう。)
  - 三 認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を 要する法人のうち政令で定めるものをいう。)
  - 四 公益社団法人又は公益財団法人(国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。)
- 4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業(前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。)の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。
- 5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出(第一項の規定による届出にあっては、管理職隊員がしたものに限る。)を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。
- 6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。